○あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成７年９月１日
条例第８０号
改正　平成１２年１２月２５日条例第８５号
平成１４年９月２７日条例第２０号
平成１５年９月２６日条例第１８号
平成１７年３月３０日条例第８号
平成１７年１２月２２日条例第３１号
（題名改称）
平成１８年９月２８日条例第２３号
平成２０年３月２８日条例第５号
平成２１年３月３０日条例第２号
平成２４年３月３０日条例第６号
平成２６年１２月２５日条例第２７号

（目的）

第１条　この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において「児童」とは、１８歳に達した日の属する年度の末日までの者又は２０歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

２　この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

（１）　父母が婚姻を解消した児童

（２）　父又は母が死亡した児童

（３）　父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

（４）　父又は母の生死が明らかでない児童

（５）　その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

３　この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第６条の４第１項に規定する里親以外のものをいう。

（１）　父母が死亡した児童

（２）　父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

４　この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（平１２条例８５・平１７条例８・平１７条例３１・平２１条例２・平２４条例６・平２６条例２７・一部改正）

（対象者）

第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、あきる野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずるものであって規則で定めるものとする。

（１）　ひとり親家庭等の父又は母及び児童

（２）　養育者及び養育者が養育する前条第３項に掲げる児童

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）　規則で定める施設に入所している者

（３）　児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

（平１２条例８５・平１７条例３１・平２１条例２・一部改正）

（所得の制限）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の１月１日から１年間は対象者としない。

（１）　対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以

下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

（２）　ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に規定する扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

２　前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

３　第１項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平１５条例１８・平１７条例３１・平２６条例２７・一部改正）

（医療証の交付）

第５条　医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、あきる野市長（以下「市長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第６条　市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第６７条第１項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第５６条第２号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第６７条第１項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第１号に定める割合を乗じるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

３　前２項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平１２条例８５・平１４条例２０・平１８条例２３・平２０条例５・一部改正）

（医療費の助成）

第７条　医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第７条の２　前条第１項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第６条第１項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第６７条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項に規定する方法により医療費の助成を受ける第６条第２項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（平１２条例８５・追加・平１４条例２０・平１８条例２３・平２０条例５・一部改正）

（届出義務）

第８条　ひとり親等は、第５条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

２　ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出な

ければならない。
３　ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。
（平２６条例２７・一部改正）
（譲渡又は担保の禁止）
第９条　この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
（損害賠償の請求権の譲渡）
第９条の２　対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。
２　対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。
（平２６条例２７・追加）
（助成費の返還等）
第１０条　市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第２号から第４号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。
（１）　偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。
（２）　第８条第３項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
（３）　前条第１項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
（４）　前条第２項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。
２　医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。
（平２６条例２７・全改）
（委任）
第１１条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
（平１２条例８５・平２６条例２７・一部改正）
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成７年９月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例施行の日の前日までに、合併前の秋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年秋川市条例第２８号）又は五日市町ひとり親家庭の医療費助成に関する条例（平成元年五日市町条例第３８号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附　則（平成１２年条例第８５号）
１　この条例中第１条の規定は平成１３年１月１日から、第２条の規定は同月６日から施行する。
２　第１条による改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成１３年１月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
附　則（平成１４年条例第２０号）
１　この条例は、平成１４年１０月１日から施行する。
２　改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成１４年１０月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
附　則（平成１５年条例第１８号）
（施行期日）
１　この条例は、平成１６年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成１５年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成１７年条例第８号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成１７年条例第３１号）

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成１８年条例第２３号）

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成２０年４月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年条例第２号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第６号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及びあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成７年９月１日
規則第６３号
改正　平成７年１２月２６日規則第１２４号
平成８年１２月２５日規則第２９号
平成９年７月２５日規則第１７号
平成９年９月１日規則第２２号
平成９年１２月２４日規則第２９号
平成１０年２月２５日規則第２号
平成１０年８月２６日規則第２６号
平成１０年１２月２４日規則第２９号
平成１１年２月２２日規則第７号
平成１１年１２月２２日規則第３６号
平成１２年１２月２５日規則第６０号
平成１３年２月２３日規則第８号
平成１３年１１月２１日規則第２９号
平成１４年９月２７日規則第２４号
平成１５年５月２３日規則第２２号
平成１５年９月２６日規則第３２号
平成１７年３月３０日規則第１４号
平成１７年１２月２２日規則第３７号
（題名改称）
平成１８年３月３１日規則第１８号
平成１８年９月２８日規則第３８号
平成１９年１１月２９日規則第３２号
平成２０年３月２８日規則第６号
平成２０年９月２６日規則第２７号
平成２１年２月１６日規則第２号
平成２２年５月２０日規則第１２号
平成２４年６月２６日規則第１７号
平成２４年８月２９日規則第２３号
平成２５年１２月２０日規則第２９号
平成２６年９月１日規則第１４号
平成２６年１２月２５日規則第２６号
平成２７年１２月２１日規則第３２号
平成２８年３月２９日規則第９号
平成２８年８月１９日規則第１７号

（趣旨）

第１条　この規則は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成７年あきる野市条例第８０号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平１７規則３７・一部改正）

（用語の定義）

第２条　この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（条例第２条第１項の規則で定める程度の障害の状態）

第３条　条例第２条第１項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第１のとおりとする。

（条例第２条第２項の規則で定める児童の状態）

第４条　条例第２条第２項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（１）　児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（２）　父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

（平１２規則６０・一部改正）

（条例第２条第２項第３号の規則で定める程度の障害の状態）

第５条　条例第２条第２項第３号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第２のとおりとする。

（条例第２条第２項第５号の規則で定める児童）

第６条　条例第２条第２項第５号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

（１）　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童

（２）　父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条第１項（同法第２８条の２において準用する場合を含む。）の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

（３）　父又は母が法令により引き続いて１年以上拘禁されている児童

（４）　母が婚姻によらないで懐胎した児童

（５）　前号に該当するかどうかが明らかでない児童

（平８規則２９・平１０規則２６・平２４規則２３・平２５規則２９・一部改正）

（条例第３条第１項の規則で定める法令）

第７条　条例第３条第１項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

（１）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

（２）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

（３）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

（４）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

（５）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

（６）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）

（平９規則２２・平１０規則２６・平２０規則６・一部改正）

（条例第３条第１項の規則で定める対象者）

第８条　条例第３条第１項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第１２６条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（平１４規則２４・平２６規則１４・一部改正）

（条例第３条第２項第２号の規則で定める施設）

第９条　条例第３条第２項第２号に規定する規則で定める施設は、条例第６条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第３条第２項第２号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（平１８規則３８・全改、平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（条例第４条第１項の規則で定める額）

第１０条　条例第４条第１項第１号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあっては別表第３のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあっては別表第４のとおりとする。

（１）　条例第２条第２項第２号又は第４号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの

（２）　第６条第３号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの

（３）　父母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童

（４）　第６条第４号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

（５）　第６条第５号に該当する児童

２　条例第４条第１項第１号ただし書によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の１００分の８０に相当する金額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

３　条例第４条第１項第２号に規定する規則で定める額は、別表第５のとおりとする。

（平１０規則２９・平１５規則３２・平２４規則２３・平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（条例第４条第１項の所得の範囲）

第１１条　条例第４条第１項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４条第２項第１号に掲げる道府県民税（都が同法第１条第２項の規定によって課する同法第４条第２項第１号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第２９条第１項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第３１条の９第１項に規定する父

子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第１項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第４条第１項第１号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第１項において同じ。）に係る所得とする。

（平１４規則２４・平１５規則３２・平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（条例第４条第１項の所得の額の計算方法）

第１２条　条例第４条第１項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第３２条第１項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第３３条の３第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第１項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第３５条第１項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第３５条の４第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号）第３条の２の２第４項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第６項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第４条第１項第１号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の１００分の８０に相当する金額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から８万円を控除した金額とする。

２　次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（１）　当該年度分の道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第１号、第２号、第４号又は第１０号の２に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

（２）　当該年度分の道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第６号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者１人につき２７万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、４０万円）

（３）　当該年度分の道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第８号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、２７万円（当該控除を受けた者が同条第３項に規定する寡婦である場合には、３５万円）

（４）　当該年度分の道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第９号に規定する控除を受けた者については、２７万円

（５）　当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第６条第１項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（平８規則２９・平１１規則３６・平１２規則６０・平１３規則２９・平１４規則２４・平１５規則２３・平１５規則３２・平１８規則３８・平２２規則１２・平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（条例第４条第２項に規定する特例）

第１３条　条例第４条第２項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の１２月３１日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第４条第１項の規定を適用しないものとする。

（平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（条例第５条の医療証の交付申請等）

第１４条　条例第５条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書（兼現況届）（様式第１号。以下「申請書（現況届）」という。）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（１）　国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類

（２）　ひとり親家庭等認定調書（様式第２号）

（３）　戸籍の謄本又は抄本

（４）　世帯の全員の住民票の写し

（５）　ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

（６）　ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類

（７）　養育費等に関する申告書

２　前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給を

受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第２号から第５号まで及び第７号の書類の添付を省略することができる。

３　あきる野市長（以下「市長」という。）は、条例第５条の規定により申請があった場合において、条例第３条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第３号の１）を交付する。ただし、そのうち第１５条に定める者と決定したときは、医療証（様式第３号の２）を交付する。

４　市長は、条例第５条の規定により申請があった場合において、条例第３条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第４号）により通知する。

（平１２規則６０・平１４規則２４・平１７規則３７・平２６規則１４・平２６規則２６・平２８規則１７・一部改正）

（条例第６条第１項の規則で定める額）

第１４条の２　条例第６条第１項に規定する規則で定める額は、同項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第６７条第１項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第１４条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第１項又は第２項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第１５条第１項各号又は第２項各号に定める者の区分にかかわらず４４，４００円とし、令第１４条第３項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第１５条第３項各号に定める者の区分にかかわらず１２，０００円とする。

（平１４規則２４・追加、平１８規則３８・平２０規則６・平２１規則２・一部改正）

（条例第６条第２項の規則で定める者）

第１５条　条例第６条第２項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（平１２規則６０・追加）

（一部負担金の減額又は免除）

第１６条　市長は、法第６９条第１項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号）第３３条に該当する者については、条例第６条第１項に規定する一部負担金等相当額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）について、減免することができる。この場合において、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書（様式第５号）に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対してひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書（様式第６号）を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書（様式第７号）により通知するものとする。

３　前項の規定によりひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

（平１２規則６０・追加、平１４規則２４・平１７規則３７・平１８規則３８・平２０規則６・平２６規則１４・平２６規則２６・一部改正）

（医療証の有効期限）

第１７条　医療証の有効期限は、毎年１２月３１日までとし、１月１日に更新する。

（平１２規則６０・旧第１５条繰下）

（医療証の返還）

第１８条　対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（平１２規則６０・旧第１６条繰下）

（医療証の再交付）

第１９条　対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書（様式第８号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

２　医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

３　対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（平１２規則６０・旧第１７条繰下、平１７規則３７・平２６規則２６・一部改正）

（条例第７条の助成の方法の特例）
第２０条　条例第７条第２項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
（１）　国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
（２）　法第８４条第１項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第１４条の２に定める額を控除した額を支給するとき。
（３）　前２号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。
２　条例第７条第２項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費支給申請書（様式第９号）により市長に申請しなければならない。
３　前項の申請には、第１項第１号によるときは、療養費又は家族療養費の支給を証する書類を、第１項第２号によるときは、同号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。ただし、あきる野市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。
（平１２規則６０・旧第１８条繰下、平１３規則８・平１４規則２４・平１７規則３７・平２０規則６・平２６規則２６・一部改正）
（条例第８条の届出）
第２１条　条例第８条第１項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更（消滅）届（様式第１０号。以下「変更届」という。）に医療証を添えて行わなければならない。
２　条例第８条第２項の規定による届出は、申請書（現況届）に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の添付を省略することができる。
３　条例第８条第３項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届（様式第１１号）により行わなければならない。
（平１２規則６０・旧第１９条繰下・一部改正、平１４規則２４・平１７規則３７・平２６規則２６・平２８規則１７・一部改正）
（受給資格消滅の通知）
第２２条　市長は、対象者が条例第３条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書（様式第１２号）により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。
（平１２規則６０・旧第２０条繰下、平１７規則３７・平２０規則６・平２６規則２６・平２８規則１７・一部改正）
（損害賠償の請求権の譲渡）
第２３条　条例第９条の２第１項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第１３号）を市長に提出することにより行わなければならない。
２　条例第９条の２第２項の規定による通知は、債権譲渡通知書（様式第１４号）により行うものとする。
（平２６規則２６・追加、平２８規則１７・一部改正）
（添付書類の省略）
第２４条　市長は、この規則により申請書（現況届）又は変更届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。
（平１２規則６０・旧第２１条繰下、平２６規則２６・旧第２３条繰下、平２８規則１７・一部改正）
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成７年９月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則施行日の前日までに、合併前の秋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年秋川市規則第３１号）又は五日市町ひとり親家庭の医療費助成に関する条例施行規則（平成元年五日市町規則第２４号）により交付された医療証は、当該医療証の有効期間の満了するまでの間は、この規則の規定により交付された医療証とみなし、合併前の規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附　則（平成７年規則第１２４号）
１　この規則は、平成８年１月１日から施行する。
２　平成７年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成８年規則第２９号）
１　この規則は、平成９年１月１日から施行する。
２　平成８年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附　則（平成９年規則第１７号）
この規則は、平成９年８月１日から施行する。
附　則（平成９年規則第２２号）
この規則は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則及び第２条の規定による改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成９年４月１日から適用する。
附　則（平成９年規則第２９号）
１　この規則は、平成１０年１月１日から施行する。
２　平成９年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成１０年規則第２号）
この規則は、平成１０年４月１日から施行する。
附　則（平成１０年規則第２６号）
１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の第６条第３号の規定は、平成１０年８月１日から適用する。
２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成１０年規則第２９号）
１　この規則は、平成１１年１月１日から施行する。
２　平成１０年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成１１年規則第７号）
この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則（平成１１年規則第３６号）
１　この規則は、平成１２年１月１日から施行する。
２　平成１１年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成１２年規則第６０号）
１　この規則は、平成１３年１月１日から施行する。
２　改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成１３年１月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成１３年規則第８号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成１３年１月１日から適用する。
附　則（平成１３年規則第２９号）
１　この規則は、平成１４年１月１日から施行する。
２　平成１３年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成１４年規則第２４号）
１　この規則は、平成１４年１０月１日から施行する。ただし、第１１条、第１２条、第１４条、第２１条、別表第３、様式第１号・第８号、様式第３号の１及び様式第３号の２の改正規定は、平成１５年１月１日から施行する。
２　平成１４年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成１５年規則第２２号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成１５年規則第３２号）
（施行期日）
１　この規則は、平成１６年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成１５年１２月３１日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
附　則（平成１７年規則第１４号）
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則（平成１７年規則第３７号）
この規則は、平成１８年１月１日から施行する。
附　則（平成１８年規則第１８号）抄

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年規則第１８号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

ただし、第９条第１号の改正規定は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年規則第３８号）

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

ただし、第１２条及び様式第１号・第８号の改正規定は、平成１９年１月１日から施行する。

附　則（平成１９年規則第３２号）

この規則は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平成２０年規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の際改正前のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式第３号の１による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の様式第３号の１による医療証とみなす。

３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２０年規則第２７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２１年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年規則第１２号）

この規則は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則（平成２４年規則第１７号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２４年規則第２３号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第３、様式第１号（表）（「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数））	人 （（（イ））　人） （（（ロ））　人）

」を「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数、（（ハ））１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （（（イ））　人） （（（ロ））　人） （（（ハ））　人）

」に改める部分に限る。）、同様式（裏）、様式第３号の１、様式第３号の２、様式第８号（表）（「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数））	人 （（（イ））　人） （（（ロ））　人）

」を「

⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、((イ))老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、((ロ))特定扶養親族の数、（（ハ））１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （（（イ））　人） （（（ロ））　人） （（（ハ））　人）

」に改める部分に限る。）及び同様式（裏）の改正規定は、平成２５年１月１日から施行する。

２　この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成２４年８月１日から適用する。

（経過措置）

３　この規則による改正後の別表第３の規定は、平成２５年１月１日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成２４年１２月３１日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年規則第２９号）
この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第７２号）の施行の日から施行する。
附　則（平成２６年規則第１４号）
（施行期日）
１　この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成２６年規則第２６号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　平成２７年１２月３１日以前の療養に係るこの規則による改正後のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第１１条及び第１２条第１項の規定の適用については、新規則第１１条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第２９条第１項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第３１条の９第１項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）第２条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第１２条第１項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
３　平成２８年１月１日から同年１２月３１日までの療養に係る新規則第１１条及び第１２条第１項の規定の適用については、新規則第１１条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）第２条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第１２条第１項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。
４　新規則第２１条第３項及び第２３条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
５　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成２７年規則第３２号）抄
（施行期日）
第１条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成２８年１月１日）から施行する。
（あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第５条　この規則の施行の際現にある第４条の規定による改正前のあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成２８年規則第９号）
（施行期日）
１　この規則は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。
（経過措置）
２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附　則（平成２８年規則第１７号）
この規則は、公布の日から施行する。
別表第１（第３条関係）
（平２６規則１４・一部改正）
１　両眼の視力の和が０．０８以下の者（視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常がある者については、矯正視力によって測定する。）

２　両耳の聴力レベルが９０デシベル以上の者
３　平衡機能に著しい障害を有する者
４　そしゃくの機能を欠く者
５　音声又は言語機能に著しい障害を有する者
６　両上肢の親指及び人さし指又は中指を欠く者
７　両上肢の親指及び人さし指又は中指の機能に著しい障害を有する者
８　一上肢の機能に著しい障害を有する者
９　一上肢の全ての指を欠く者
１０　一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
１１　両下肢の全ての指を欠く者
１２　一下肢の機能に著しい障害を有する者
１３　一下肢を足関節以上で欠く者
１４　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する者
１５　前各号に掲げる者のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
１６　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
１７　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であってその状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第２（第５条関係）
（平２６規則１４・一部改正）

１　両眼の視力の和が０．０４以下の者（視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状がある者については、矯正視力によって測定する。）
２　両耳の聴力レベルが１００デシベル以上の者
３　両上肢の機能に著しい障害を有する者
４　両上肢の全ての指を欠く者
５　両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
６　両下肢の機能に著しい障害を有する者
７　両下肢を足関節以上で欠く者
８　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する者
９　前各号に掲げる者のほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
１０　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者
１１　傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有する者であって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して１年６月を経過しているもの

別表第３（第１０条関係）
（平７規則１２４・平８規則２９・平９規則２９・平１０規則２９・平１４規則２４・平２４規則２３・一部改正）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
０人	１，９２０，０００円
１人以上	１，９２０，０００円に、当該扶養親族等又は児童１人につき３８０，０００円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき１００，０００円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等１人につき１５０，０００円をその額に加算した額）

別表第４（第１０条関係）
（平７規則１２４・平８規則２９・平９規則２９・平１０規則２９・一部改正）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
０人	２，３６０，０００円
１人	２，７４０，０００円
２人以上	２，７４０，０００円に、扶養親族等又は児童のうち１人を除いた

	扶養親族等又は児童１人につき３８０，０００円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６０，０００円を加算した額）

別表第５（第１０条関係）

（平７規則１２４・平８規則２９・平９規則２９・平１０規則２９・一部改正）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
０人	２，３６０，０００円
１人	２，７４０，０００円
２人以上	２，７４０，０００円に、扶養親族等のうち１人を除いた扶養親族等１人につき３８０，０００円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族１人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき）６０，０００円を加算した額）

様式第1号(第14条関係)

㊙ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証
交付申請書(兼現況届)

(表)

①申請者	フリガナ		男女	生年月日	年　月　日生
	氏名				
	個人番号				
	住所	〒 ○○○−○○○○ あきる野市　　電話(　)			
	職業		勤務先		
	勤務先住所	〒 電話(　)			
	生活保護の受給状況	受給(年　月　日から)・非受給	児童扶養手当の受給状況	受給(年　月　日から)・非受給	
	児童育成手当の受給状況	受給(年　月　日から)・非受給			
②ひとり親家庭等となった事由		ア 離婚　イ (父・母)死亡　ウ (父・母)障害　エ (父・母)生死不明 オ (父・母)遺棄　カ (父・母)保護命令　キ (父・母)拘禁　ク 未婚の女子の子 ケ かどうか不明　コ 父母死亡　サ その他(　　)			

③家族の状況	フリガナ / 氏名	生年月日	続柄	男女	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	障害者医療乳幼児医療助成の有無	＊対象・非対象の別
			申請者本人				有 無	対象 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	対象 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	対象 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	対象 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	対象 非対象

④児童に障害があるとき	氏名	障害名	＊障害確認の内容			
			確認書類	手帳等の番号	等級	発行者

〔注〕確認書類欄は次の書類番号を記入のこと〔1身障手帳 2愛の手帳 3診断書 4特別児童扶養手当 5その他(　)〕

⑤加入医療保険の状況	保険の種類	1国保 2組合 3協会 4日雇 5船員 6共済 7後期			
	被保険者(世帯主・組合員)氏名		申請者との続柄		
	被保険者証記号番号		保険者名	符号	名称
	保険者所在地	〒	電話		
	付加給付の有無				

所得の状況					
	年分所得	⑥申請者	⑦配偶者	⑧扶養義務者	
	氏名			(続柄　)	(続柄　)
	個人番号				
	⑨控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(申請者については、イ老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、ロ特定扶養親族の数、ハ16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人 (イ 人) (ロ 人) (ハ 人)	人 (　人)	人 (　人)	人 (　人)
	⑩上記以外で前々年の12月31日において申請者によって生計を維持している児童	人			
所得額	⑪規則第12条第1項による所得の額	＊　円	＊　円	＊　円	＊　円
	⑫規則第11条に定める金品等の額				
	父又は母に対し支払われた額				
	父又は母に対し支払われた額の8割相当額A				
	児童に対し支払われた額				
	児童に対し支払われた額の8割相当額B				
	合計A＋B				
＊控除額	⑬障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数 障	(　人)　円	(　人)　円	(　人)　円	(　人)　円
	⑬障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数 特障	(　人)　円	(　人)　円	(　人)　円	(　人)　円
	⑭障害者、特別障害者、寡婦・寡夫・寡婦の特別(申請者が父、母の場合は控除しない。)、勤労学生の別	(障・特障・寡・寡特・勤)　円	(障・特障・寡・寡特・勤)　円	(障・特障・寡・寡特・勤)　円	(障・特障・寡・寡特・勤)　円
	⑮その他の控除	円	円	円	円
	⑯社会保険料等相当額	円	円	円	円
	⑰控除額計	円	円	円	円
	＊⑱控除後の所得額	円	円	円	円
＊⑲所得限度額		円	円	円	円

＊提出書類の確認方法		
戸籍謄本(抄本)	〔 添付	児童扶養手当証書　公簿確認 〕
住民票	〔 添付	児童扶養手当証書　公簿確認 〕
所得証明	〔 添付	児童扶養手当証書　公簿確認 〕
課税証明	〔 添付	公簿確認 〕
養育費等に関する申告書	〔 添付	児童扶養手当書 〕
調書	〔 添付	児童扶養手当証書　公簿確認 〕
健康保険証	〔 添付	公簿確認 〕

上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の交付を申請します。
現況を届出します。

年　月　日　　住所　あきる野市
あきる野市長　殿　　氏名　　㊞

＊所得審査	1 非課税世帯	2 課税世帯

(注) 1 ＊の欄は記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 3 記名押印に代えて署名することができます。

（裏）

［記入上の注意］

1　①の欄

(1)　「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地とが違うときは、現住所を(　)書きで記入してください。

(2)　「生活保護、児童扶養手当、児童育成手当受給状況」欄は、該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2　②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3　③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4　④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5　⑤の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

6　⑦の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

7　⑧の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

8　⑨の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により(　)内に再掲してください。

(1)　申請者については、㋑に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

9　⑩の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害の場合は20歳未満の者)をいいます。

10　⑪の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等、租税条約の実施に伴う条約適用利子等及び条約適用配当等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

11　⑫の欄

請求者が父又は母の場合には、その監護する児童の母又は父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれに「父又は母」及び「児童」に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計欄には、A＋Bの額を記入してください。

12　⑬の欄

⑨の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を書いてください。

13　⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、寡婦、寡夫、寡婦の特別加算対象者又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。申請者が母、父である場合には、寡婦(寡夫)控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。

14　⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15　この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

(1)　交付申請のとき

ア　あなたと児童の健康保険証

イ　あなたと児童の戸籍謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の

戸籍又は除籍謄本又は抄本)

ウ　世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)

エ　本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書

オ　認定調書

カ　養育費等に関する申告書

キ　児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ、ウ、オ及びカの書類は必要ありません。)

(2)　現況届のとき

ア　本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書

イ　認定調書

ウ　養育費等に関する申告書

エ　児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ及びウの書類は必要ありません。)

16　この申請書(現況届)について分からないことがありましたら、担当の職員にお尋ねください。

様式第2号(その1)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ア離婚に該当する場合)

1　婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年　　月　　日
その他参考事項	

2　事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

あきる野市長　　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その2)(第14条関係)

ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書

(申請書②の欄イ死亡に該当する場合)

死亡した児童の父又は母の氏名	
死 亡 年 月 日	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その3)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名		
障害名		
確認方法	確認書類	1身障手帳　2愛の手帳　3診断書　4その他
	手帳等の番号	
	等級	
	発行者	
その他参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就労状況	1　就労している 2　就労していない (理　由) 3　現在休職中 (休職期間)
日常生活状況	1　介護状況　(常時看護が必要・その他) 2　身辺処理状況　(手助けが必要・その他)
通院等の状況	通院　月平均　回 過去1年間の入院歴　回延　日間

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その4)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年　　月　　日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その5)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄オ遺棄に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年　月　日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1　実父(母)　2　養父(母)
遺棄の区分	1　父親が家出　2　母親が家出
遺棄している児童の父又は母行方の状況	1　不明　2　判明　住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1　無　2　有　(1)　時々有り(月　回ぐらい) (2)　年　月まで有りその後無し
仕送り	1　無　2　有　(1)　定期的に有り(月　万円) (2)　時々有り　(1回　万円) (3)　年　月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1　無　2　有　(　年　月　警察署届出)
離婚の意志	1　無　2　有　3　現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1　母親　2　父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1　無　2　有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1　無　2　有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1　無　2　有
遺棄している児童の父又は母が貸金業者から借金	1　無　2　有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1　無　2　有(抹消予定　年　月　日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その6)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄カ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年　月　日
添付書類	別添　保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

あきる野市長　殿

住所

氏名　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その7)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄キ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘禁期間	年　月　日から 年　月　日までの予定
添付書類	別添　拘禁証明書
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その8)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ク未婚の女子の子に該当する場合)

父の状況	1　不明 (理　由) 2　判明 氏　名 住　所 妻の有無　1　有　2　無
子供の安否を気遣う電話、手紙等	1　有 (1)　時々有り(月　回ぐらい) (2)　年　月まで有りその後無し 2　無
子供の安否を気遣う訪問	1　有 (1)　時々有り(月　回ぐらい) (2)　年　月まで有りその後無し 2　無
仕送りの状況	1　有 (1)　定期的に有り(月　万円) (2)　時々有り　(1回　万円) (3)　年　月まで有りその後無し 2　無
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(その9)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄コ父母死亡及び
サその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1　死　亡(　　年　　月　　日死亡) 2　その他
児童の母の状況	1　死　亡(　　年　　月　　日死亡) 2　その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　所

氏　名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第3号の1(第14条関係)

親 医　療　証	
住　所	〒
氏　名	
有効期間	年　月　日から 年　月　日まで

次の受給者は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。

東京都あきる野市長　印

交付年月日	年　月　日

受給者　番号・氏名	備　考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

受給者　番号・氏名	備　考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

御　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口に提出し、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額をお支払いください。

2　入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。

3　高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。

4　この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。

5　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口に医療費の支給を申請してください。

6　受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。

7　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口にこの証を添えて届け出てください。

8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口で再交付を受けてください。

9　偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

あきる野市　　部　　課　　係

電話番号

様式第3号の2(第14条関係)

親 医 療 証 食	
住 所	〒
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。 東京都あきる野市長 印	
交付年月日	年 月 日

受給者 番号・氏名	備 考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

受給者 番号・氏名	備 考
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	
負担者番号	
受給者番号	

御　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口に提出してください。
2　入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
3　高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
4　この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
5　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口に医療費の支給を申請してください。
6　受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。
7　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口にこの証を添えて届け出てください。
8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口で再交付を受けてください。
9　偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先
あきる野市　　部　　課　　係
電話番号

様式第4号(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

年　　月　　日

殿

あきる野市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏　　名

理　　由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第５号（第１６条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日	年　月　日							
	住所								
傷病名									
発病又は負傷年月日									
申請の理由									

上記のとおり、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第１６条の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年　月　日

あきる野市長　殿

住　所
氏　名　㊞

（注）　記名押印に代えて署名することができます。

様式第６号（第１６条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負担者番号									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日	年　月　日							
	住所								
減額・免除の別		減額（　円）　免除							
有効期間		自　年　月　日 至　年　月　日							

上記のとおり、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第１６条の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年　月　日

あきる野市長　印

様式第７号（第１６条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年　　月　　日

殿

あきる野市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありましたあきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第１６条の規定に基づく一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことに決定しましたので通知します。

理由

（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、あきる野市を被告として（訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号(第19条関係)

㊞親　ひとり親家庭等医療費助成制度
医 療 証 再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　　所
氏　　名　　㊞

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号								
受給者番号								

医療証交付年月日
年　　月　　日

申請理由
1　なくした
2　破いた
3　汚した
4　その他　(　　)

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第９号（第２０条関係）

市受付印	
	受付者

㊙　ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

あきる野市長　殿

下記のとおり、領収書を添えて医療費の助成を申請します。なお、付加給付がある場合は申し出ます。支給額は、下記口座に振り込んでください。また、この届出項目が、電子計算組織に記録されることを了承します。　　年　月　日申請

記　※記名押印に代えて署名することができます。

ひとり親医療証の記載内容			
医療証番号	負担者番号		受給者番号
対象者氏名		生年月日	年　月　日
保護者氏名	㊞	住所	

ひとり親の保険証の内容			
保険の種類	1 国保　2 組合　3 協会 4 共済　5 その他（　）	世帯主組合員 被保険者氏名	
記号番号			
保険者番号		保険者名称	

申請内容	
申請種類	1 一般　2 歯科　3 薬剤　4 看護 5 補装具　6 養育医療　7 小児慢性　8 その他（　）
入院・入院外の別	1 入院　2 入院外
申請の理由	1 都外の病院等での診療　4 小児慢性負担金 2 医療証を持っていなかった。　5 養育医療負担金 3 補装具の費用　6 その他（　）
添付書類	1 領収書（　枚）　4 医療券の写し（小児慢性の場合） 2 療養費支給決定通知書　5 養育医療納入領収書（養育医療の場合） 3 医師の診断書（補装具の場合）　6 その他（　）

振込先			
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	支店 出張所
金融機関コード		支店コード	
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
口座名義（医療証の保護者名義に限る。）		カタカナで記入してください。	
連絡先電話番号（振込不能等の場合に連絡できるところ。携帯可）		（　）	

職員記入欄	
不足書類	□ 振込先口座　□ 医師の診断書　□ その他（　） □ 療養費支給決定通知書　□ 医療券の写し（小慢）
連絡事項	
支給決定額	

様式第10号(第21条関係)

㊙　ひとり親家庭等医療費助成制度
申請事項変更(消滅)届

医療証番号	負担者番号								
	受給者番号								

変更の場合	新氏名 (旧氏名)		(　　のため変更) (　　)		
	新住所 (旧住所)		〒　　TEL (　　)		
	(新)勤務内容	職業			
		勤務先			
		勤務先住所			
	(新)加入医療保険	保険の種類			
		被保険者氏名		申請者との続柄	
		被保険者証記号番号		保険者名	符号　　名称
		保険者所在地	〒　　TEL		
		付加給付の有無			
	その他の事項	(新)		(旧)	
		配偶者	氏名		
			個人番号		
		扶養義務者	氏名		
			個人番号		
	変更年月日		年　月　日		
消滅の場合	消滅理由	1　他区(市町村)に転出 (転出先　　TEL　　) 2　生活保護受給 3　死亡 4　ひとり親家庭等でなくなった (具体的理由) 5　その他(　　)			
	消滅年月日		年　月　日		

上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の　申請事項が変更 / 受給資格が消滅　しましたので届け出します。

年　月　日

あきる野市長　殿

住所

氏名　　㊞

(注)　記名押印に代えて署名することができます。

様式第１１号（第２１条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届

<table>
<tr><td rowspan="3">対象者
（被害者）</td><td>負担者番号</td><td colspan="2"></td><td>加入保険者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受給者番号</td><td colspan="2"></td><td>保険者番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏　　名</td><td colspan="2" rowspan="2">（　　年　　月　　日生）</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被保険者記号番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三者
行　為
（事故）
の状況</td><td>発生日時</td><td colspan="2"></td><td>発生場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>原因及び
被害の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">第三者
（加害者）</td><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

様式第12号(第22条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
受 給 資 格 消 滅 通 知 書

年　　月　　日

殿

あきる野市長　　印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

1　消 滅 者 氏 名

2　消滅した年月日　　年　　月　　日
3　消滅した理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第１３号（第２３条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第９条の２第１項の規定により、第三者の行為に係る医療費について、あきる野市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権をあきる野市に譲渡します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">譲渡する債権</td><td colspan="2">対象者氏名（被害者）</td><td colspan="4">（　　年　　月　　日生）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債　権　額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">事故発生日時</td><td colspan="2"></td><td>事故発生場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原因及び被害の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">債務者（加害者）</td><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保険会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第１４号（第２３条関係）

年　　月　　日

殿

譲渡人　住所

氏名　　㊞

債権譲渡通知書

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

１　債権額　　円

２　債権発生の原因である事実

３　譲渡日　　年　　月　　日

４　譲受人

備考

１　この通知を送付する際は、必ず郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４８条第１項の規定による内容の証明を受けてください。

２　この通知は、１行２６字以内、１枚２０行以内で作成してください。

様式第１号（第１４条関係）
（平１０規則２６・平１０規則２９・平１２規則６０・平１３規則２９・平１４規則２４・平１５規則２２・平１５規則３２・平１７規則３７・平１８規則３８・平２０規則６・平２０規則２７・平２４規則１７・平２４規則２３・平２６規則１４・平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第２号（その１）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正）
様式第２号（その２）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正）
様式第２号（その３）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正）
様式第２号（その４）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正）
様式第２号（その５）（第１４条関係）
（平１０規則２９・平１２規則６０・平２６規則１４・一部改正）
様式第２号（その６）（第１４条関係）
（平２４規則２３・追加、平２５規則２９・一部改正）
様式第２号（その７）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正、平２４規則２３・旧様式第２号（その６）・一部改正）
様式第２号（その８）（第１４条関係）
（平１０規則２６・平１０規則２９・平１２規則６０・一部改正、平２４規則２３・旧様式第２号（その７）・一部改正）
様式第２号（その９）（第１４条関係）
（平１２規則６０・一部改正、平２４規則２３・旧様式第２号（その８）・一部改正）
様式第３号の１（第１４条関係）
（平９規則１７・一部改正、平１２規則６０・旧様式第３号・一部改正、平１３規則２９・平１４規則２４・平１７規則３７・平１８規則３８・平１９規則３２・平２０規則６・平２４規則２３・一部改正）
様式第３号の２（第１４条関係）
（平１２規則６０・追加、平１３規則２９・平１４規則２４・平１７規則３７・平１８規則３８・平１９規則３２・平２４規則２３・一部改正）
様式第４号（第１４条関係）
（平１７規則１４・平１７規則３７・平２８規則９・一部改正）
様式第５号（第１６条関係）
（平２６規則２６・追加、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第６号（第１６条関係）
（平２６規則２６・追加）
様式第７号（第１６条関係）
（平２６規則２６・追加、平２８規則９・一部改正）
様式第８号（第１９条関係）
（平１２規則６０・平１７規則３７・平２６規則１４・一部改正、平２６規則２６・旧様式第５号繰下、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第９号（第２０条関係）
（平２６規則１４・全改、平２６規則２６・旧様式第６号繰下、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第１０号（第２１条関係）
（平１２規則６０・平１７規則３７・一部改正、平２６規則２６・旧様式第７号繰下、平２７規則３２・平２８規則１７・一部改正）
様式第１１号（第２１条関係）
（平２６規則２６・追加、平２７規則３２・一部改正、平２８規則１７・旧様式第１２号繰上・一部改正）
様式第１２号（第２２条関係）
（平１２規則６０・平１７規則１４・平１７規則３７・一部改正、平２６規則２６・旧様式第９号繰下、平２８規則９・一部改正、平２８規則１７・旧様式第１３号繰上）
様式第１３号（第２３条関係）
（平２６規則２６・追加、平２８規則１７・旧様式第１４号繰上）
様式第１４号（第２３条関係）
（平２６規則２６・追加、平２８規則１７・旧様式第１５号繰上）